

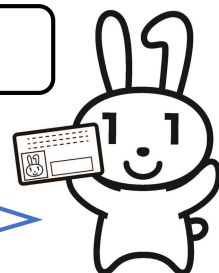
マイナ保険証をご利用のかたも、まだお持ちでないかたも
これまでどおり医療機関等をご受診いただけます。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

そのままお使いください！

※電子証明の有効期限が切れると使用できなくなるためご注意ください。



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでないかたは、今回交付された資格確認書で受診いただけます。

また、障がいをお持ちのかたなど**マイナ保険証での受診が困難なかたは**、尾張旭市役所保険医療課に**申請することで資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による代理申請も可能です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだのかたは、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請

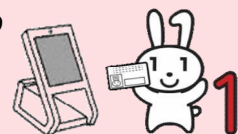


STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある
顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



まずはマイナンバーカードを持っているかご確認ください！



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間 (年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバー

マイナ保険証の
メリット等
について



資格確認書
について

